

周防大島町建設工事における「週休2日工事」の実施（試行）要領
(令和7年4月1日適用) の全部を次のように改める。

令和7年12月18日

周防大島町建設工事における「週休2日工事」の実施（試行）要領 **(令和8年1月1日適用)**

1. 趣旨

本要領は、週休2日の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

2. 1 週休2日工事（現場閉所型）

- (1) 「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内で連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (3) 「週休2日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 2 週休2日工事（交替制）

- (1) 「週休2日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内で連続する全ての4週間（28日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 「週休2日工事（交替制）・完全週休2日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

(3) 「週休2日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(4) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期^{※1}を基本とする。

※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

(5) 「4週8休以上」とは、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事（営繕を除く）を対象とする。（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

なお、営繕系工事については、別に定める「周防大島町営繕系工事における「週休2日工事」の実施（試行）要領」によるものとする。

4. 発注方式

「週休2日工事」については、次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」として発注する。

また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制）・月単位」として発注する。

<現場閉所が馴染まない工事の例>

- ・緊急性が高い工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・連続施工せざるを得ない工事
- ・社会的要請により早期完成が望まれる工事

(2) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事（現場閉所型）は週休2日工事（交替制）に、週休2日工事（交替制）は週休2日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

(3) 週休2日工事（現場閉所型・交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことができる。

＜週休2日工事の対象外の例＞

- ・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

5. 発注方法

(1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告又は指名通知書に発注方式（週休2日工事（現場閉所型）、週休2日工事（交替制）のいずれか）を記載する。また、施工条件書に週休2日工事の適用について明示する。

(2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

6. 実施方法（別紙1参照）

(1) 受注者は、契約後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、月単位もしくは完全週休2日のどちらを実施するか協議するとともに、「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。

なお、受注者は、発注者が示した工期を延伸したい場合には、計画工程表を発注者へ提出すること。

(2) 発注者は、(1)により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

(3) 受注者は、契約後の発注者との協議により決定した、「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。

また、週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日において、受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

(4) 着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 週休2日の確認方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工工程表（別紙2の1参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

（2）週休2日工事（交替制）

受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工工程表（別紙2の2参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

8. 経費の補正方法

（1）週休2日工事（現場閉所型）

発注時は、月単位の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を設定するものとする。受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、完全週休2日の補正係数を各経費に乘じたうえで契約変更を行う。

なお、月単位の4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

（2）週休2日工事（交替制）

発注時は、月単位の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を設定するものとする。受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、完全週休2日の補正係数を各経費に乘じたうえで契約変更を行う。

なお、月単位の4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

（3）共通事項

補正係数は別記のとおり。

9. 工事成績評定

（1）週休2日工事（現場閉所型）

1) 受注者が月単位を実施し、これの達成が確認された場合に、工事成績評定の考查項目別運用表において加点対象とする。

また、完全週休2日を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、工事成績評定の考查項目別運用表において加点する。

2) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

（2）週休2日工事（交替制）

上記（1）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

（3）共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

10. 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。（別紙3参照）

附 則

この要領は、令和8年1月1日から適用する。

別記

【土木工事】、【機械設備工事】

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所型））＞

現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表1～3に示す補正係数を乗じるものとする。

〔月単位〕

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02

〔完全週休2日〕

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

＜補正係数（週休2日工事（交替制））＞

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。

なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表1～3に示す補正係数を乗じるものとする。

〔月単位〕

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.02

〔完全週休2日〕

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【漁港・海岸工事等】

漁港・海岸工事等については、山口県の通知（令和7年（2025年）9月19日付け令7技術管理第387号）のあった「港湾工事における週休2日工事の補正方法等の取扱いについて」を準用するものとする。

〔注1〕適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合
○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

別表1 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区 分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2日	月単位	完全週休 2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋面防水工		1.00	1.00	1.00	1.00
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルービング工		1.01	1.01	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.02	1.02	1.02	1.02

別表2 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区 分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2日	月単位	完全週休 2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーリング式 (コンクリートひび割れ誘発目地設置工)		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02

耐圧ポリエスチル管(ハウエル管)設置工		1. 02	1. 02	1. 02	1. 02
フレア溶接工		1. 02	1. 02	1. 02	1. 02
H型ボラード設置工		1. 01	1. 01	1. 01	1. 01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1. 02	1. 02	1. 02	1. 02
	作業者	1. 02	1. 02	1. 02	1. 02

別表3 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

名 称	規格・仕様	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2日	月単位	完全週休 2日
硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 01	1. 01	1. 01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 01	1. 01	1. 01
砂基礎工	人力施工	1. 02	1. 02	1. 02	1. 02
砂基礎工	機械施工	1. 02	1. 02	1. 02	1. 02
碎石基礎工	人力施工	1. 02	1. 02	1. 02	1. 02
碎石基礎工	機械施工	1. 02	1. 02	1. 02	1. 02
組立マンホール設置工		1. 02	1. 01	1. 01	1. 01
小型マンホール工		1. 00	1. 00	1. 00	1. 00
取付管及びます設置工	ます設置工	1. 00	1. 00	1. 00	1. 00
取付管及びます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1. 01	1. 01	1. 01	1. 01